

事業所規模の計算方法について

通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所の事業所規模の区分をするための1月当たりの平均利用延人員数の計算方法の詳細については、厚生労働省の通知や、厚生労働省から出されたQ&Aなどにより示されています。

これらのポイントを整理するとともに、事業所の方々から寄せられた質問に対し、国に確認した結果等をまとめましたので参考にしてください。

1 基本的な考え方

- (1) 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度）の1月当たりの事業所の規模を区分する。

	通所介護	通所リハビリテーション
通常規模型	～750人以内	～750人以内
大規模型Ⅰ	750人を超え900人以内	750人を超え900人以内
大規模型Ⅱ	900人を超える	900人を超える

- (2) 具体的には、既存の事業所（前年度の実績が6月以上）が各年度の規模を判断する際は、前年度の4月から2月までのうち通所介護（通所リハビリテーション）費を算定している各月の利用者数の合計を月数（通常は11か月）で割って計算する。

年度途中で定員変更を行った場合でも、次年度の事業所規模は、この例により算出する。

- (3) 前年度の実績が6月以上の事業者が、年度が変わる際（4月1日）に25%以上定員変更を行う場合は、変更後の利用定員の90%を一日当たりの利用者数とし、1月当たりの平均営業日数を掛けて計算する。
- (4) 前年度の実績が6月未満の事業者（新規開設・再開事業者を含む）については、便宜上知事に届け出た利用定員の90%を一日当たりの利用者数とし、1月当たりの平均営業日数を掛けて計算する。

2 介護予防通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所リハビリテーション）事業も行っている場合

- (1) 指定通所介護（通所リハビリテーション）事業者が指定介護予防通所介護及び第一号通所事業（※現行の介護予防通所介護に相当するサービス、以下同じ。）（指定介護予防通所リハビリテーション）事業者の指定も併せて受け、これらの事業を一体的に実施している場合は、介護予防通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所リハビリテーション）の前年度の1月当たりの平均利用延人員数も含めて計算し、区分の判断を行う。

- (2) なお、介護予防通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所リハビリテーション）の利用者数を加える際には、通所介護（通所リハビリテーション）と同様、サービス提供時間によって、2分の1や4分の3といった係数を乗じて得た人数を営業日ごとに加えていく。

ただし、上記の算出が困難な場合は、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法でも差し支えない。

【具体例】

時間帯	要支援者及び第一号通所事業の利用者の同時利用数
10時～16時	5名
10時～13時	2名
13時～16時	3名



同時にサービス提供を受けた者の最大数 = 8名

(3) 介護予防通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所リハビリテーション）と一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合（人員配置もそれぞれに必要）には、介護予防通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所リハビリテーション）の利用者数は含めない。

3 前年度の実績が6月未満の事業者（新規開設・再開事業者を含む）が2単位以上のサービス提供を行っている場合

(1) 同一事業所で、2単位以上の通所介護（通所リハビリテーション）サービスを行う場合は、原則的には、全ての単位の利用定員の合計を基に計算する。

【具体例①】

単位	時間	利用定員
1 単位目	9時～12時半	15名
2 単位目	9時～16時	12名



全ての単位の定員を合算した27名を基に計算

(2) ただし、時間帯が完全に異なる場合は、各単位の最大の利用定員を基に計算しても差し支えない。

【具体例②】

単位	時間	利用定員
1 単位目	9時～12時半	15名
2 単位目	13時～16時半	12名



各単位の最大定員である15名を基に計算

4 利用者のサービス提供時間別の報酬区分に応じた計算方法

通所介護		通所リハビリテーション	
2時間以上3時間未満 3時間以上5時間未満	1/2を掛ける	1時間以上2時間未満	1/4を掛ける
5時間以上7時間未満	3/4を掛ける	2時間以上3時間未満 3時間以上4時間未満	1/2を掛ける
7時間以上	—	4時間以上6時間未満 6時間以上	3/4を掛ける —

介護予防通所介護及び第一号通所事業		介護予防通所リハビリテーション	
5時間未満	1/2を掛ける	2時間未満	1/4を掛ける
5時間以上7時間未満	3/4を掛ける	2時間以上4時間未満	1/2を掛ける
7時間以上	—	4時間以上6時間未満	3/4を掛ける

5 暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合

新規に要介護認定を申請中の方が、いわゆる暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合は、月平均延利用者の計算の際には含めない。

6 年末年始等を除き毎日事業を実施している事業所の場合

年末年始等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所の計算方法は、利用者のニーズに適切に対応する観点から、利用延人員数に7分の6を乗じて計算する。

なお、前年度の実績が6月に満たない場合（新規開設・再開事業者を含む）の計算に際しては、7分の6は乗じない。

7 市町から特定高齢者に対する通所型介護予防事業を受託している場合

定員規模別の報酬の基礎となる月平均利用延人員には、特定高齢者は含めない（障害者自立支援法の基準該当サービスの利用者及び特定施設入居者生活介護の外部サービス利用者も同様）。

8 災害その他のやむを得ない理由による定員超過の場合

災害その他のやむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含めない。

具体的な算定に当たっては、県のホームページ「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について」より「(参考様式1) 前年度1月当たりの平均利用延人員数の算定表」を参考にしてください。